

令和6年度 第3回農業委員会総会 (6.6.20)
開 会 午後2時30分 小平市役所 3階 庁議室

議 長～ ただいまから、令和6年度・第3回農業委員会総会を開催します。
議事における発言の際には、挙手のうえ、議長に発言許可を求めていただくよう、
お願いいたします。
なお、署名委員につきましては、議長より指名させて頂くことにご異議ございませ
んか。

全 員～ 異議なし。

議 長～ 11番 小川委員、12番 浅見委員にお願いします。

第1号議案 生産緑地買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の件

議 長～ 1番 申請者
2番 申請者
3番 申請者
以上3件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局～ 1番から3番につきましては、生産緑地において買取申出理由の生じた者が、農業
の主たる従事者に該当することの証明発行の依頼によるものでございます。
現地調査につきましては、6月14日午前に5番尾崎委員、3番川島委員及び
事務局、同日午後に10番滝島委員、6番清水委員及び事務局とで行っております。

1番
現地案内図は、1ページ、1番です。
10番滝島委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10番滝島委員～ 現地は、除草され綺麗に整備されており、問題ございません。

事 務 局～ 2番
現地案内図は、2ページ、2番です。
5番尾崎委員から調査結果の報告をお願いいたします。

5番尾崎委員～ 現地は、クリや柑橘が植え付けされておりました。下草が目立つ場所もあったも
の、故障していた草刈り機の修繕が終わり、直ぐに対応するとのことで問題ご
ざいませぬ。

事 務 局～ 3番
現地案内図は、3ページ、3番です。
10番滝島委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10番滝島委員～ 現地は、クリやカキが栽培されておりましたが、下草が目立っていたため指摘したところ、直ぐに業者に依頼するとのことで問題ございません。

議 長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員～ な し

議 長～ 特にないようですので、以上3件を従事者として証明することに決定いたします。

第2号議案 相続税納税猶予に関する適格者証明の件

議 長～ 4番申請者

以上1件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局～ 4番につきましては、農地の相続人が相続税納税猶予の適用を受けるための適格者であることの証明発行の依頼によるものでございます。

現地調査につきましては、6月14日午後10番滝島委員、6番清水委員及び事務局とで行っております。

4番

現地案内図は、4ページ、4番です。

10番滝島委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10番滝島委員～ 現地は、植木が植えられ下草も綺麗に整備されており、問題ございません。

議 長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員～ な し

議 長～ 特にないようですので、以上1件を適格者として証明することに決定いたします。

第3号議案 相続税納税猶予に係る農業経営継続証明の件

議 長～ 5番 申請者

6番 申請者

7番 申請者

8番 申請者

9番 申請者

10番 申請者

11番 申請者

以上7件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局～ 5番から11番につきましては、相続税納税猶予に係る3年ごとの継続手続きのための証明発行の依頼によるものでございます。

現地調査につきましては、6月14日午前5番尾崎委員、3番川島委員及び事務局、同日午後10番滝島委員、6番清水委員及び事務局とで行っております。

5番

現地案内図は、5ページ、5番です。

5番尾崎委員から調査結果の報告をお願いいたします。

5番尾崎委員～ 現地は、クリ畑となっており、下草も綺麗に管理されており、問題ございません。

事務局～ 6番

現地案内図は、6ページ、6番です。

10番滝島委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10番滝島委員～ 現地は、サトイモ、エダマメ、キャベツ、ダイコンが作付けされており、下草も綺麗に整備されていたため、問題ございません。

事務局～ 7番

現地案内図は、7ページ、7番です。

5番尾崎委員から調査結果の報告をお願いいたします。

5番尾崎委員～ 現地は、サトイモ、ジャガイモ、トウモロコシ、ズッキーニ、ナス、キュウリ、ブルーベリーが作付けされており、下草も綺麗に整備されていたため、問題ございません。

事務局～ 8番

現地案内図は、8ページ、8番です。

5番尾崎委員から調査結果の報告をお願いいたします。

5番尾崎委員～ 現地は、ブドウ、キウイフルーツ、トマト、ジャガイモ、エダマメ、サツマイモ、タマネギ、ネギ、シークワサーが作付けされており、問題ございません。

事務局～ 9番

現地案内図は、9ページ9番です。

5番尾崎委員から調査結果の報告をお願いいたします。

5番尾崎委員～ 現地は、ブドウ、トウモロコシ、ナス、ジャガイモが作付けされており、下草も綺麗に整備されていたため、問題ございません。

事務局～ 10番

現地案内図は、10ページ、10番です。

10番滝島委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10番滝島委員～ 現地は、下草が整備され更地になっており、作付けの準備がされておりました。
特に問題はありません。

事務局～ 11番

現地案内図は、11ページ、11番です。

10番滝島委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10番滝島委員～ 現地は、綺麗な状態で作付けされ、下草も処理されており、問題ありません。

議長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議長～ 特にないようですので、以上7件を農業経営継続中として証明することに決定いたします。

以上が今月の議案でございます。

次に、5月13日から6月10日までに受付を行い、先に専決処理いたしましたものについて報告いたします。

専決処理規程による会長専決の報告について

第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件

議長～ 12番 申請者

13番 申請者

以上2件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 12番と13番は関連しておりますので、まとめて報告いたします。

今回報告の法第3条の3第1項の届出に関しまして、所有者への意思確認及び現地調査につきましては、事務局にて行っております。また、届出書の受付にあたり、すでに転用されている事実があるため、理由書を添付していただきました。

12番

13番

現地案内図は、12ページ、12番及び13番です。

現地調査につきましては、事務局で行い、現況は畑及び宅地と報告させていただきました。

以上2件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を6月13日をもって行いましたので報告いたします。以上でございます。

議 長～ 以上報告がありました。何かご質疑等ございませんか。

全 員～ な し

議 長～ 特にないようですので、専決処理に伴う農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告を終わります。

第2号 農地転用のための届出の件 (法第4条)

議 長～ 14番 申請者

以上1件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 今回報告の法第4条の届出に關しまして、所有者への意思確認及び現地調査につきましては、事務局及び調査担当委員にて行っております。また、届出書の受付にあたり、すでに転用されている事実があるもの、過去に転用届けがあるものにつきましては、全て理由書を添付していただきました。

14番

現地案内図は、13ページ、14番です。

現地調査につきましては、事務局で行い、現況は畑と報告させていただきました。

以上1件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を6月5日をもって行いましたので報告いたします。以上でございます。

議 長～ 以上報告がありました。何かご質疑等ございませんか。

全 員～ な し

議 長～ 特にないようですので、専決処理に伴う4条転用の報告を終わります。

第3号 農地転用のための権利移動または設定届出の件 (法第5条)

議 長～

15番 譲受人

譲渡人

16番 譲受人

譲渡人

17番 譲受人

譲渡人

以上3件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 今回報告の法第5条の届出に関しまして、所有者への意思確認及び現地調査につきましては、事務局及び調査担当委員にて行っております。また、届出書の受付にあたり、すでに転用されている事実があるもの、過去に転用届けがあるものにつきましては、全て理由書を添付していただきました。

15番

現地案内図は14ページ、15番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は宅地でございます。

16番

現地案内図は15ページ、16番です。

転用目的は専用住宅及び公衆用道路で、権利の内容は所有権の移転です。現況は畑でございます。

17番

現地案内図は16ページ、17番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は畑でございます。

以上3件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を6月5日及び6月13日をもって行いましたので報告いたします。以上でございます。

議長～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議長～ 特にないようですので、専決処理に伴う5条転用の報告を終わります。

生産緑地の取得あっせんについて

議長～ 生産緑地の取得あっせんについて2件の通知がありましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 生産緑地の買い取り申し出が提出された事に伴い、生産緑地の取得あっせんの依頼通知がありましたので、報告いたします。

18番

現地案内図は、17ページ、18番です。

19番

現地案内図は、18ページ、19番です。

所有者及びあっせん期限は議案書記載のとおりです。
以上でございます。

議 長 ～ 以上報告がありました。何かご質疑等ございませんか。

全 員 ～ な し

議 長 ～ 以上をもちまして農業委員会総会を閉会いたします。